

山口県報

令和5年
4月14日
(金曜日)

目次

- 告示
国土調査の指定(政策企画課).....
小郡インター流通団地土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課).....
道路の位置の指定(建築指導課).....
○公告
製菓衛生師試験の実施(生活衛生課).....
調理師試験の実施(生活衛生課).....
公共測量の実施の終了(監理課).....
○公安委告示
技能検定員審査の実施.....
教習指導員審査の実施.....

山口県告示第四百十号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査の指定をした。

令和五年四月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 地籍調査を行う者の名称
平生町
- 二 調査地域



山口県告示第四百十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき、小郡インター流通団地土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年四月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 土地区画整理組合の名称
小郡インター流通団地土地区画整理組合
- 二 事務所所在地
山口市小郡明治一丁目一六番二四号
- 三 設立認可の年月日
平成八年九月十日
- 四 変更の内容
事業施行期間を平成八年九月十日から令和十年三月三十一日までとする。
- 五 変更認可の年月日
令和五年三月二十二日

山口県告示第四百十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和五年四月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日

下松市大字末武中宇上永城院三〇八の一

四・〇
六・〇

六〇・二
令和五、二八
三、二八



(七二) 製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。）第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施します。

令和五年四月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

令和五年八月十九日（土曜日）午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

(一) 衛生法規

(二) 公衆衛生学

(三) 食品学

(四) 食品衛生学

(五) 栄養学

(六) 製菓理論及び実技

四 受験資格

法第五条又は附則第二項に規定する者であること。

五 受験願書の受付期間

令和五年五月八日（月曜日）から同月二十六日（金曜日）まで（郵送の場合は、五月二十六日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受験願書の提出先

(一) 県内に居住する者

住所地を所管する保健所

(二) 県外に居住する者

七 提出書類

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一）
山口県環境生活部生活衛生課

(一) 受験願書

(二) 写真（縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。）

(三) 法第五条第一号に該当する者にあつては、同号に該当する者であることを証する書類

(四) 法第五条第二号に該当する者にあつては、最終学校の卒業証明書及び菓子製造業務従事証明書

八 受験手数料

九千四百八十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県環境生活部生活衛生課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「製菓衛生師試験」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課（電話〇八三一九三三二九七四）にすること。

(七三) 調理師試験の実施

調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第一項の規定により、調理師試験を次のとおり実施します。

令和五年四月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

二 試験の場所
令和五年八月十九日(土曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで
山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

(一) 公衆衛生学

(二) 食品学

(三) 栄養学

(四) 食品衛生学

(五) 調理理論

(六) 食文化概論

四 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者で、多数人に

対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則(昭和三十三年厚

生省令第四十六号)第四条に定めるものにおいて、二年以上調理の業務に従事したも

の

五 受験願書の受付期間

令和五年五月八日(月曜日)から同月二十六日(金曜日)まで(郵送の場合は、五

月二十六日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書の提出先

(一) 県内に居住する者

住所地为所管する保健所

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内

に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

(三) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄

本又は抄本を添付すること。)

(四) 調理業務従事証明書

八 受験手数料

六千二百二十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収

入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県環境生

活部生活衛生課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口

県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師

試験」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二

センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課

(電話〇八三一九三三二九七四)にすること。

(七四) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により、美祢市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知があ

りました。

令和五年四月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量及び写真地図作成)

二 作業の地域

美祢市

三 作業の期間

令和四年十月十四日から令和五年三月二十四日まで



山口県公安委員会告示第九号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定

に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和五年四月十四日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）及び技能検定員審査（準中型）
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 令和五年五月十六日（火曜日）から同月十八日（木曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
令和五年四月十七日（月曜日）から同月二十六日（水曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課
- 五 提出書類
(一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
七 審査手数料
二万三千四百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万三千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
------	------

一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千元
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百元
三 教則の内容となっている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千三百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千八百円
備考 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千三百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。	

四

- 八 その他
(一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課（電話〇八三一―九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類
技能検定員審査（普通）
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 令和五年五月二十二日（月曜日）及び同月二十三日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
令和五年四月十七日（月曜日）から同月二十六日（水曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課
- 五 提出書類
(一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）

- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車運転免許証の提出が可能な運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千円
三 教則の内容となっている事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百円

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課(電話〇八三一

- 九七三二二九〇〇)にすること。
- 一 審査の種類
技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引)
 - 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 令和五年五月十九日(金曜日)、同月二十四日(水曜日)及び同月二十五日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
 - 三 審査申請書の受付期間及び時間
令和五年四月十七日(月曜日)から同月二十六日(水曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
 - 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課
 - 五 提出書類
(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
 - 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車運転免許証の提出が可能な運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
 - 七 審査手数料
一万四千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円

二	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千五百円
三	教則の内容となっている事項	二千円
四	自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五	技能検定の実施に関する知識	二千六百五十円
六	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百五十円
備考	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。	

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課（電話〇八三一 九七三一二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類
技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 令和五年六月六日（火曜日）午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
令和五年四月十七日（月曜日）から同月二十六日（水曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
 - (二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるとき

は、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができるとする運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料
二万五千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千四百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千七百元
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課（電話〇八三一 九七三一二九〇〇）にすること。

山口県公安委員会告示第十号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の

運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和五年四月十四日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)及び教習指導員審査(準中型)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 令和五年五月二十六日(金曜日)及び同月二十九日(月曜日)から同月三十一日(水曜日)までの午前九時から午後五時十五分まで

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和五年四月十七日(月曜日)から同月二十六日(水曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。))別記様式第一号によること。

(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千五百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
------	------

一 教習指導員として必要な自動車の運転技能

四千元

二 技能教習に必要な教習の技能

千四百円

三 学科教習に必要な教習の技能

千三百円

四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識

千六百元

五 自動車教習所に関する法令についての知識

千六百元

六 教習指導員として必要な教育についての知識

千五百円

備考

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千四百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 令和五年六月七日(水曜日)及び同月八日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和五年四月十七日(月曜日)から同月二十六日(水曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

- (一) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (二) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- (三) 運転免許証の提示
- 六 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
 一万千八百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円

- 八 その他
 - (一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課（電話〇八三一

- 九七三二二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類
 教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）及び教習指導員審査（牽引）
 - 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 令和五年六月一日（木曜日）、同月二日（金曜日）、同月五日（月曜日）及び同月六日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
 - 三 審査申請書の受付期間及び時間
 令和五年四月十七日（月曜日）から同月二十六日（水曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
 - 四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課
 - 五 提出書類
 - (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
 - 六 運転免許証の提示
 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
 - 七 審査手数料
 九千六百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円

二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百五十円
備考 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課（電話〇八三一―九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和五年六月六日（火曜日）午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
令和五年四月十七日（月曜日）から同月二十六日（水曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部交通部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるとき

は、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料
一万二千四百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千五十円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千八百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部交通部運転免許課（電話〇八三一―九七三―二九〇〇）にすること。

令和五年四月十四日
発行

発行人

山口県知事